

田尾国家公安委員会委員は、10月7日（日）から12日（金）までの間、インドネシア共和国及びフィリピン共和国を訪問し、国家警察委員会委員（インドネシア及びフィリピン）、国家警察長官（フィリピン）と会談を行うとともに、両国における日本警察による国際協力の現状について視察等を実施した。概要以下のとおり。

1 インドネシア共和国への訪問

（1）国家警察委員会委員との会談

3名の委員と会談。日本の公安委員会制度及びインドネシアの警察委員会制度について幅広く意見交換を実施。

（2）国際協力の現状についての視察

日本警察からインドネシア国家警察にJICA専門家として派遣されている職員から、「インドネシア国家警察改革支援プログラム」の概況等について説明を受けるとともに、メトロ・ブカシ署などを視察。

2 フィリピン共和国への訪問

（1）国家警察委員会委員との会談

副委員長ほか3名の委員と会談。日本の公安委員会制度及びフィリピンの警察委員会制度について、幅広く意見交換を実施。また、先方より、フィリピン国家警察による捜査能力向上の取り組みを委員会としても支援していく旨、表明。

（2）国家警察長官との会談

バルトロメ国家警察長官と会談。先方より国家警察に対する日本の支援への謝辞が述べられるとともに、日本警察とフィリピン国家警察との間の協力関係の維持強化について確認。

（3）国際協力の現状についての視察

日本警察からフィリピン国家警察にJICA専門家として派遣されている職員から、「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」の概況等について説明を受けるとともに、プロジェクト・サイトを視察。

1 開催日時

- (1) 柔道大会 10月22日(月) 午前9時00分から午後6時00分ころまで
- (2) 剣道大会 10月23日(火) 午前9時00分から午後6時00分ころまで

2 開催場所

日本武道館

3 競技方法・出場選手

(1) 競技方法

柔道(4分間1本勝負、延長戦なし)、剣道(5分間3本勝負、延長戦3分間(1本勝負))とも都道府県警察に皇宮警察本部を加えた48チームを、前回大会の成績により、

第1部(12チーム 7人制)

第2部(18チーム 6人制)

第3部(18チーム 5人制)

に分けて団体戦を実施(裏面参照)

(2) 出場選手(柔道426名・剣道378名)

ア 第1部 柔道 120名 ・ 剣道 108名

イ 第2部 柔道 162名 ・ 剣道 144名

ウ 第3部 柔道 144名 ・ 剣道 126名

4 前回大会(平成22年度)の優勝チーム

(1) 柔道大会

ア 第1部 ～ 警視庁

イ 第2部 ～ 愛知県警察

ウ 第3部 ～ 埼玉県警察

(2) 剣道大会

ア 第1部 ～ 神奈川県警察

イ 第2部 ～ 広島県警察

ウ 第3部 ～ 栃木県警察

5 表彰

(1) 柔道、剣道とも各部第3位までのチームを表彰

(2) 各部の決勝戦に出場したチームの選手で、全試合に出場して全勝した者に全勝賞を授与

6 その他

(1) 昨年度は、東日本大震災に伴い、全ての警察術科大会を中止

(2) 柔道・剣道大会とも、大会当日は午後2時30分から衛星中継に放映予定
(庁内CATVチャンネル「220」)

公安委員会	平成24年度上半期会計監査実施結果	平成24年10月18日
説明資料No. 3	について	会計課

平成24年度上半期における会計監査実施結果について、会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）第6条の規定に基づき報告する。

1 重点項目

捜査費、旅費及び契約

2 対象部署

全120部署のうち、68部署（3管区警察局、3管区警察学校、27都道府県警察及び27都道府県情報通信部並びに北海道警察の4方面本部及び4方面情報通信部）に対して実施した。

3 実施方法

捜査費の執行に関しては捜査費関係書類の点検、幹部職員及び捜査員への聞き取り調査等の、旅費の執行に関しては関係文書の点検及び担当職員への聞き取り調査等の、物品購入等に係る契約に関しては取引業者の帳簿等と警察の会計文書との突合等の方法により会計監査を実施した。

4 実施結果

おおむね適正であったが、一部の部署について、次の改善を要する事項が認められた。

(1) 捜査費関係

ア 指示事項

中間交付者が捜査諸雑費を精算する際、捜査員に捜査費証拠書類の記載内容を確認させていなかった。（福岡県警察）

イ 指導事項

- 捜査員が捜査費を支出した際、金額を誤って計上し、支出金額より多く又は少なく精算していた。（2県警察（青森、神奈川））
- 取扱者等が一般捜査費の申請及び精算に係る決裁を捜査員と対面して行っていなかった。（2県警察（兵庫、香川））
- 捜査費証拠書類に保存期間等の表示がないなど、その保管・管理に不適切なものがあつた。（香川県警察、北見方面本部）

(2) 旅費関係

ア 指示事項

該当なし。

イ 指導事項

- 旅費の支給漏れ又は過払いがあった。(4都県警察(警視庁、埼玉、岐阜、島根)、新潟県情報通信部)
- 旅行命令権者が旅行命令簿の記載内容を確認していなかった。(埼玉県警察)

(3) 契約関係

ア 指示事項

該当なし。

イ 指導事項

- 国費契約において予定価格を積算する際、府費契約の方法によって積算したため、過大な価格となっていた。(大阪府警察)
- 契約を締結するときに支出負担行為として整理すべきところ、代金の請求があったときにその整理をしていた。(富山県警察)
- 業者から請書を徴取する際、作成日等を空欄のまま提出させていた。(新潟県警察)

(4) 物品管理等関係

ア 指示事項

県警察に備品を貸付寄託した際、県警察が誤って消耗品として手続をしたことにより生じた物品管理簿の記録誤りを不適切な方法で調整していた。(長崎県情報通信部)

イ 指導事項

- 物品を取得又は管理換した際、物品管理簿等への記録漏れがあった。(4道県警察(北海道、佐賀、長崎、宮崎)、島根県情報通信部)
- 不用物品の一部を継続使用する際、再取得の手続を執っていなかった。(兵庫県情報通信部)

5 平成23年度会計監査に基づく指示事項・指導事項の改善措置状況の確認

平成23年度会計監査において指示事項・指導事項を通知した34部署のうち、23部署についてその改善措置状況を確認した。

6 今後の対応

より適正な会計経理を推進するため、平成24年度上半期の会計監査実施結果を踏まえ、下半期においても引き続き厳正な会計監査を行うこととする。

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>インターネットを利用した犯行予告 ・ウイルス供用事件について (警視庁・三重県警察・大阪府警察)</p>	<p>平成24年10月18日 捜査第一課 情報技術犯罪対策課 情報技術解析課</p>
-----------------------------------	---	--

1 警察庁と関係警察との捜査会議の開催

- (1) 開催日 平成24年10月16日 (火)
- (2) 出席者
 - 警察庁
刑事局長、生活安全局長、情報通信局長等
 - 警視庁、三重県警察、大阪府警察等
刑事部長、生活安全部長、情報通信部情報技術解析課長等
- (3) 会議内容
本件ウイルスを感染させた犯人の早期検挙に向けた今後の捜査方針や捜査体制等について協議

2 3都府県警事案の検証

それぞれ男性を逮捕し、釈放された3都府県警察の事案について、捜査上の問題点がなかったか等について、それぞれ検証中

3 過去の犯行予告事件の調査

平成20年4月以降に検挙した、インターネットを利用した犯行予告（殺害予告、爆破予告等）事件で、被疑者が否認したり、取調べ時に供述の変遷のあった事件について調査中

4 真犯人を名乗る者からの犯行声明メール

- (1) 受信日
 - 10月9日 弁護士宛て
 - 10月10日 TBSラジオの番組メールアドレス宛て
- (2) 内容
真犯人を名乗り、上記3都府県警察の事案を含む13事件の関与等について記載

<p>公安委員会 説明資料No. 5</p>	<p>米軍人による集団強姦致傷事件の発生・ 検挙について (沖縄県警察)</p>	<p>平成24年10月18日 捜査第一課</p>
<p>1 発生日時 平成24年10月16日 (火) 午前3時35分頃から午前4時20分頃までの間</p> <p>2 発生場所 沖縄本島中部</p> <p>3 被害者 A子さん</p> <p>4 被疑者 (1) 米国テキサス州フォートワース海軍航空基地 米海軍兵 23歳 (2) 米国テキサス州フォートワース海軍航空基地 米海軍兵 23歳</p> <p>5 逮捕関係 (1) 逮捕日：平成24年10月16日(火) (2) 逮捕罪名：集団強姦致傷 刑法第178条の2、同法第181条第3項 (3) 逮捕種別：緊急逮捕</p> <p>4 事案の概要 被疑者らは、共謀の上、上記発生日時場所において、被害者に暴行を加えて順次強姦し、その際、被害者に頸部擦過傷の傷害を負わせたもの。</p> <p>5 逮捕の経緯 沖縄県警察においては、10月16日未明、通報により本件を認知して捜査中のところ、被疑者らの人着に酷似する外国人2名の目撃情報に基づき、同人らを取調べるなどして犯人と特定し、同日、集団強姦致傷で逮捕したものの。</p>		

1 最近の情勢

我が国政府による尖閣諸島国有化（9月11日）以降、中国の公船（海洋監視船及び漁業監視船）が尖閣諸島周辺海域に頻繁に出現。

- 9月11日から1か月間のうち、台風の通過等により気象条件の悪かった10日程度を除き、中国公船は、尖閣諸島周辺海域に連日出現、度々、我が国の領海に侵入。
- 9月中は、周辺海域に10隻を超える中国公船が頻繁に出現し、9月19日には過去最多の16隻の中国公船が出現、うち12隻が我が国の接続水域(*)内を航行。
※ 接続水域:我が国の領域における通関、出入国管理等に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域
- 10月1日以降、出現する中国公船は、10隻を下回るようになったが、10日間連続で我が国の接続水域内を航行、2日にわたって領海に侵入。
- また、9月25日には、台湾の漁船団が尖閣諸島周辺海域に出現し、漁船団とともに航行してきた台湾の公船が領海に侵入。台湾の公船は、10月以降も、数度にわたって接続水域内を航行。

2 沖縄県警察の対応

沖縄県警察は、中国公船等の尖閣諸島周辺海域での出現常態化に対応するため、下記のとおり、5次にわたり部隊を編成し、海上保安庁の巡視船に乗船し対処している。

- ① 第1次派遣（9月11日～14日（隊長：県警外事課長））
- ② 第2次派遣（9月18日～23日（隊長：県警外事課長））
- ③ 第3次派遣（9月22日～10月4日（隊長：県警外事課課長補佐））
- ④ 第4次派遣（10月3日～10月12日（隊長：県警外事課課長補佐））
- ⑤ 第5次派遣（10月14日～現在（隊長：県警外事課長補佐））

3 今後の対応

今後とも、海上保安庁等の関係省庁と連携しつつ、情勢に応じて部隊を編成し、尖閣諸島周辺海域における事態に適切に対処することとしている。

公安委員会	情報セキュリティ緊急支援チーム	平成24年10月18日
説明資料No. 7	サイマツト (CYMAT)に対する訓練の実施について	情報技術解析課

1 経緯

- 6月29日、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティインシデントに対して機動的な支援を行うため、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)に情報セキュリティ緊急支援チーム(CYMAT: Cyber Incident Mobile Assistant Team)が設置された。

※ 支援対象機関：政府機関、衆・参議院事務局、最高裁判所、独立行政法人等

- 当庁としては、政府の枠組みの中でも保有する技術力を発揮するため、人的な貢献を行っているところであるが、今回、要員に対する訓練についても積極的に支援することとしたもの。

2 CYMAT要員に対する訓練の概要

(1) 開催日等

- ・ 10月17日(水)から19日(金)の3日間
- ・ 警察大学校附属警察情報通信学校

(2) 訓練企画・講師

情報通信局情報技術解析課職員

(3) 訓練参加者

CYMAT要員20名

(4) 訓練内容

事案発生時の緊急対処に必要な知識・技能を習得させるため、座学による講義を行った後、最近のサイバー攻撃事案を踏まえ、模擬環境を用いた実戦的な対処訓練を行う。

(日程)

- 1日目：講義(ネットワーク技術と調査法、サイバー攻撃手法概論等)
- 2日目：「標的型メール攻撃」に対する緊急支援対処訓練
- 3日目：「D○S攻撃」に対する緊急支援対処訓練